就労移行支援、就労継続支援（A・B型）における在宅利用に係る意見書（東京都北区）

記入日　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者の名称及び代表者の氏名 |  | | |
| 記入者の氏名及び連絡先 |  | | |
| 下記の通り、在宅利用に関する意見書を提出いたします。**（個別支援計画表を添付）** | | | |
| 受給者番号 |  | | |
| 利用者氏名 |  | | 生年月日  年　　月　　日 |
| 利用サービスの種類 | □就労移行支援 | □就労継続支援A型 | □就労継続支援B型 |
| 利用期間（予定） | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 | | |
| 在宅サービスが必要な理由 |  | | |
| 在宅サービスの利用により期待される効果 |  | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 在宅利用の要件の確認チェック表（各項目の具体的な対応方法などは個別支援計画表に明記すること。） | | |
|  | 項目 | チェック（〇印） |
| 1 | 利用者は、在宅でのサービス利用を希望している。 |  |
| 2 | 運営規定に、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記している。 |  |
| 3 | 就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されている。 |  |
| 4 | １日２回の連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援と日報の作成に加え、作業活動、訓練等の内容等に応じ、１日２回を超えた対応が可能である。 |  |
| 5 | 緊急時の対応ができる。 |  |
| 6 | 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保している。 |  |
| 7 | 事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により、評価等を１週間につき１回は行うこと。 |  |
| 8 | 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うこと。 |  |
| 9 | 7が通所により行われ、あわせて8の評価等も行われた場合、8による通所に置き換えることがある。 |  |